

●令和元年度 監査テーマ 子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

(11) 公立保育所施設改善補修事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R2.4末現在)	区分
4	禁野保育所へのAED設置に係る施設カルテについて 〔報告書112ページ〕	施設カルテを閲覧したところ、禁野保育所のAED(除細動器)設置の有無の箇所が実際に設置されているにもかかわらず「無」と記載されていた。AEDは万が一の際の対応として、園児や市民の安全性を確保するために重要なものであり、禁野保育園のAED設置の有無の修正に加え、再発防止に向けた仕組みづくりを行う必要がある。	子育て運営課	平成30年度施設カルテより禁野保育所のAEDの設置の有無について、有に修正を行い、他の施設の施設カルテについても不備等がないか確認を行った。 また、再発防止に向けて、資料作成の際に確認担当者名等の記録を行うチェックシートを作成した。チェックシートを用いて複数人による不備等の確認を行い、決裁に確認結果を添付することで、正確な情報の記載を徹底することとした。	措置・改善済

(13) 認定こども園施設型給付事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R2.4末現在)	区分
5	委任状のチェック漏れについて 〔報告書119ページ〕	ある認定こども園から提出された委任状では、委任するものに関するチェックが漏れていた。給付費の請求及び受領の権限に係る委任が形式的に整わない状態であり、委任範囲が特定されていない委任状に基づく手続きを行うべきではなかった。今度同様のチェック漏れが生じないようにチェック漏れを防ぐ仕組みづくりが必要である。	子育て事業課	委任状の様式内に当課において確認した記録を残す欄を設け、チェック漏れを防ぐ措置を講じた。	措置・改善済
6	施設機能強化推進費加算に係る実績報告書の提出遅延 〔報告書119ページ〕	施設機能強化推進費加算に係る実績報告書は申請の翌年度の4月末までに提出しなければならない。しかしながら、ある認定こども園の平成29年度の施設機能強化推進費加算に係る実績報告書を、提出期限を超過した平成30年9月28日に受領していた。申請の翌年度の4月末までの提出を徹底すべきである。	子育て事業課	全認定こども園へ4月末までに実績報告書を提出するよう周知し、該当施設から実績報告書の提出を受けた。	措置・改善済

(17) 地域型保育給付事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R2.4末現在)	区分
7	施設機能強化推進費加算に係る実績報告書の提出遅延 〔報告書133ページ〕	小規模保育事業所への給付費の加算における施設機能強化推進費加算について、施設機能強化推進費加算に係る実績報告書を市に提出する必要があるが、2件中2件に提出遅延が見られた。申請の翌年度の4月末までの提出を徹底すべきである。	子育て事業課	全小規模保育事業実施施設へ4月末までに実績報告書を提出するよう周知し、該当施設から実績報告書の提出を受けた。	措置・改善済

(23) 保育所等研修事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R2.4末現在)	区分
8	子育て支援員研修事業実績報告について 〔報告書148ページ〕	枚方市子育て支援員研修事業について、受講者から提出された報告書を閲覧したところ、書類の不備が見られた。不備ある書類に基づく実績確認は適切ではない。記載漏れ等の不備をチェックする仕組みを作る必要がある。	子育て事業課	本報告書のチェック漏れがないよう、チェックした結果を本報告書内に記録するようにした。	措置・改善済

(30) 子育て短期支援事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R2.4末現在)	区分
9	契約内容に基づく手続の履行及び効率的な事業運営について 〔報告書163ページ〕	利用決定通知書の控えの利用日時が手書き取り消し線で修正されているものが認められ、利用者等へ渡した書面との同一性を確認できない状況であるなど、複数の手続の不備が見受けられる。適切かつ効率的に手続を履行できるよう、マニュアルを作成して適切に運用する必要がある。	子ども総合相談センター	令和2年4月にマニュアルを作成し、事務の流れ等の手順を整理することで、担当者が交代した場合でも事務が不備なく実施できるようにした。	措置・改善済

(32) 就業・自立支援センター事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R2.4末現在)	区分
10	契約内容に基づく手続の履行について 〔報告書165ページ〕	就業・自立支援センター事業において、業務委託契約書に付随する条項第3条に受注者は契約金額内訳書及び工程表を発注者に提出すると規定されているが、工程表が入手されていなかった。今後の再発防止に向けての仕組みづくりが必要である。	子ども総合相談センター	令和元年度の工程表を入手し、令和2年度契約時までに提出書類にかかるチェックシートを作成した。	措置・改善済

(42) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R2.4末現在)	区分
11	利率の誤りについて 〔報告書177ページ〕	生活資金貸付について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条4項の改正により平成28年4月1日から有利子貸付の利率が年1.5%から年1.0%に改正されていたが、ある貸付番号では利率が1.5%のまま誤って契約締結され、管理システム上も誤った利率で登録されていた。今後の再発防止に向けての仕組みづくりが必要である。	子ども総合相談センター	利率を入力する際は、複数人でチェックし、チェック日等を決裁に記載していくこととした。	措置・改善済